

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（学校又は養成所の指定）	（学校又は養成所の指定）
<p>第二条 行政庁は、法第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校又は同条第二号に規定する歯科衛生士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により歯科衛生士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該歯科衛生士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p>	<p>第二条 主務大臣は、法第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校又は法第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。（新設）</p>

（指定の申請）

第三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条の二において同じ。）を経由して行わなければならない。

（指定の申請）

第三条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」といふ。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第二条第一項の指定を受けた歯科衛生士養成所（以下この項及び第八条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。

(変更の承認又は届出)

第四条 第二条の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」といふ。）の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、主務大臣に報告しなければならない。

(新設)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告の要求又は検査)

第六条 行政府は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関する必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 (略)

(指示)

第七条 行政府は、第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないと認めるときは、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第八条 行政府は、指定学校養成所が第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政府の指示に従わないときは、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告の要求又は検査)

第六条 主務大臣は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関する必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 (略)

(指示)

第七条 主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないと認めるときは、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第八条 主務大臣は、指定学校養成所が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(新設)

(指定取消しの申請)

第八条の二 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

(国の設置する学校養成所の特例)

第九条 国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三条		第二条第二項 ものとする	
申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の	(略)	だし、当該歯科衛生士養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。た
書面により、行政庁に申し出るものとする	(略)	りでない	ものとする。た

(新設)

第九条 国の設置する学校養成所に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三条		(新設)	
申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由し	(略)		
書面により、主務大臣に申し出るものとする	(略)		

			第四条第一項	
第四条第三項		第四条第二項		
届出	この項	(略)	(略)	都道府県知事（大学以外の公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条の二において同じ。）を経由して行わなければならない

			第四条第一項	
通知	二項	この項、次条第	(略)	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない
			(略)	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない

			第四条第一項	
(新設)		第四条第二項		その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない
(新設)	(新設)	(略)	(略)	その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない
(新設)	(新設)	(略)	(略)	主務大臣に通知するものとする

				第五条	
(新設)	(新設)	(新設)	その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない	(略)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	主務大臣に通知するものとする	(略)	(新設)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)

(行政庁等)

第十一條 この政令における行政庁は、法第十二条第一号の規定による歯科衛生士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 (略)

(事務の区分)

第十三条 第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(主務大臣等)

第十一條 この政令における主務大臣は、法第十二条第一号の規定による歯科衛生士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 (略)

(事務の区分)

第十三条 第三条から第五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。